

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第2部門第4区分
 【発行日】令和2年7月16日(2020.7.16)

【公開番号】特開2019-31047(P2019-31047A)
 【公開日】平成31年2月28日(2019.2.28)
 【年通号数】公開・登録公報2019-008
 【出願番号】特願2017-154504(P2017-154504)
 【国際特許分類】

B 4 1 J 11/70 (2006.01)

B 4 1 J 2/01 (2006.01)

B 4 1 J 15/04 (2006.01)

【F I】

B 4 1 J 11/70

B 4 1 J 2/01 3 0 5

B 4 1 J 15/04

【手続補正書】

【提出日】令和2年6月1日(2020.6.1)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

媒体が搬送される搬送経路において、第1方向に搬送される前記媒体を支持する媒体支持部と、

前記媒体支持部に支持された前記媒体に対して液体を付着させることにより印刷を行う印刷部と、

前記媒体支持部よりも前記搬送経路の下流側において、前記媒体が搬送される方向を前記第1方向から当該第1方向と交差する第2方向に変化させて前記媒体を下流側に案内する媒体案内部と、

前記媒体案内部よりも前記搬送経路の下流側において、前記媒体が搬送される方向を前記第2方向から当該第2方向と交差する第3方向に変化させて前記媒体を下流側に送り出す媒体送り出し部と、

前記搬送経路において、前記媒体が搬送される方向が前記第3方向である部分で、前記媒体を切断する媒体切断部と、を備えることを特徴とする印刷装置。

【請求項2】

請求項1に記載の印刷装置において、

前記第1方向に延びる第1直線に対して前記第2方向に延びる第2直線が交差して前記搬送経路の下流側に向けてなす角度と、前記第1直線に対して前記第3方向に延びる第3直線が交差して前記搬送経路の下流側に向けてなす角度とは、前記第1直線を基準としたときの正負の向きが異なることを特徴とする印刷装置。

【請求項3】

請求項1又は請求項2に記載の印刷装置において、

前記媒体案内部は、前記媒体を挟んで回転することにより前記媒体を前記搬送経路の下流側に搬送するローラー対を有することを特徴とする印刷装置。

【請求項4】

請求項3に記載の印刷装置において、

前記媒体案内部は、前記ローラー対として、前記媒体支持部よりも前記搬送経路の下流側に位置する第1ローラー対と、当該第1ローラー対よりも前記搬送経路の下流側に位置する第2ローラー対とを有し、当該第2ローラー対による前記媒体の挟み位置の方が、前記第1ローラー対による前記媒体の挟み位置よりも、前記媒体の幅方向及び前記第1方向の双方と直交する方向において、前記媒体支持部による前記媒体の支持位置に対する距離が大きいことを特徴とする印刷装置。

【請求項5】

請求項4に記載の印刷装置において、

前記媒体送り出し部は、前記媒体を挟んで回転することにより前記媒体を前記搬送経路の下流側に搬送する第3ローラー対を有し、当該第3ローラー対による前記媒体の挟み位置の方が、前記第1ローラー対による前記媒体の挟み位置よりも、前記媒体の幅方向及び前記第1方向の双方と直交する方向において、前記第2ローラー対による前記媒体の挟み位置に対する距離が大きいことを特徴とする印刷装置。

【請求項6】

請求項1～請求項5のうち何れか一項に記載の印刷装置において、

前記媒体切断部は、前記媒体を当該媒体の搬送方向と交差する幅方向に走査しながら切断することを特徴とする印刷装置。